

裁判員制度・刑事検討会における当面の論点 刑事訴訟手続への新たな参加制度の導入

1 裁判官と裁判員との役割分担の在り方

裁判員は、有罪・無罪の決定及び刑の量定のほかにも、法律問題（憲法問題を含む。）、訴訟手続上の問題等に関する判断にも関与することとするか否か。

関連する審議会意見

- ・ 裁判官と裁判員は、共に評議し、有罪・無罪の決定及び刑の量定を行うこととすべきである。裁判員は、評議において、裁判官と基本的に対等の権限を有し、審理の過程においては、証人等に対する質問権など適当な権限を有することとすべきである。（103 頁枠囲み）
- ・ ただし、法律問題、訴訟手続上の問題等専門性・技術性が高いと思われる事項に裁判員が関与するか否かについては、更なる検討が必要である。（103 頁本文）

2 裁判体の構成・評決の方法

裁判体の構成，評決の方法をどうするか。

関連する審議会意見

- ・ 一つの裁判体を構成する裁判官と裁判員の数及び評決の方法については、裁判員の主体的・実質的関与を確保するという要請，評議の実効性を確保するという要請等を踏まえ、この制度の対象となる事件の重大性の程度や国民にとっての意義・負担等をも考慮の上、適切な在り方を定めるべきである。（103 頁枠囲み）
- ・ ただし、少なくとも裁判官又は裁判員のみによる多数で被告人に不利な決定をすることはできないようにすべきである。（前同）

3 裁判員の選任方法

裁判員の選任方法をどのようなものとするか。

関連する審議会意見

裁判員の選任については、選挙人名簿から無作為抽出した者を母体とし、更に公平な裁判所による公正な裁判を確保できるような適切な仕組みを設けるべきである。裁判員は、具体的事件ごとに選任され、一つの事件を判決に至るまで担当することとすべきである。(105頁枠囲み)

4 対象事件の範囲

具体的にどのような範囲の事件を対象事件とすべきか。

関連する審議会意見

- ・ 対象事件は、法定刑の重い重大犯罪とすべきである。(106頁枠囲み)
- ・ 公訴事実に対する被告人の認否による区別は設けないこととすべきである。(前同)
- ・ 被告人が裁判官と裁判員で構成される裁判体による裁判を辞退することは、認めないこととすべきである。(前同)
- ・ なお、例えば、裁判員に対する危害や脅迫的な働きかけのおそれと考えられるような組織的犯罪やテロ事件など、特殊な事件について、例外的に対象事件から除外できるような仕組みを設けることも検討の余地がある。(106頁本文)

5 公判手続の在り方

裁判員が関与する事件の公判手続をどのようにすべきか。

関連する審議会意見

裁判員の主体的・実質的関与を確保するため、公判手続等について、運用上様

々な工夫をするとともに，必要に応じ，関係法令の整備を行うべきである。(107頁枠囲み)

6 上訴の在り方

第一審において裁判員が関与した事件について，その控訴審の裁判体の構成，審理方式等をどのようにすべきか。

関連する審議会意見

- ・ 当事者からの事実誤認又は量刑不当を理由とする上訴（控訴）を認めるべきである。(107頁枠囲み)
- ・ 控訴審の裁判体の構成，審理方式等については，第一審の裁判体の構成等との関係を考慮しながら，更に検討を行う必要がある。(108頁本文)

7 憲法との関係

憲法に適合したものとするためには，どのような制度とすべきか。

関連する審議会意見

具体的な制度設計においては，憲法（第六章司法に関する規定，裁判を受ける権利，公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利，適正手続の保障など）の趣旨を十分に踏まえ，これに適合したものとしなければならないことは言うまでもない。(102頁本文)

裁判員制度・刑事検討会における当面の論点

刑事裁判の充実・迅速化

1 充実した争点整理のための新たな準備手続の創設

誰が準備手続を主宰すべきか（受訴裁判所か否か）。
準備手続の具体的内容をどのようなものとするか。

関連する審議会意見

- ・ 第一回公判期日の前から、十分な争点整理を行い、明確な審理の計画を立てられるよう、裁判所の主宰による新たな準備手続を創設すべきである。（42 頁 枠囲み）
- ・ 以上のような制度の具体的な在り方を検討するに当たっては、予断排除の原則との関係にも配慮しつつ、当該手続における裁判所の役割・権限（証拠の採否等裁判所の判断の対象範囲や訴訟指揮の実効性担保のための措置等を含む。）や当事者の権利・義務の在り方についても検討されるべきである。（43 頁本文）

2 充実した争点整理のための証拠開示の拡充

証拠開示の時期・範囲等に関するルールをどのような内容とするか。
裁判所が開示の要否を裁定する仕組みをどのようなものとするか。

関連する審議会意見

- ・ 充実した争点整理が行われるには、証拠開示の拡充が必要である。そのために、証拠開示の時期・範囲等に関するルールを法令により明確化するとともに、新たな準備手続の中で、必要に応じて、裁判所が開示の要否につき裁定することが可能となるような仕組みを整備すべきである。（42 頁枠囲み）
- ・ 証拠開示のルールの明確化に当たっては、証拠開示に伴う弊害（証人威迫、罪証隠滅のおそれ、関係者の名誉・プライバシーの侵害のおそれ）の防止が可能となるものとする必要がある。（43 頁本文）

3 連日的開廷の確保のための関連諸制度の整備

連日的開廷を確保するためにどのような措置を講じるか。

関連する審議会意見

- ・ 公判は原則として連日的に開廷するものとし、その実効性を確保するため必要な措置を講じるべきである。(42頁枠囲み)
- ・ 現在は、刑事訴訟規則において同旨の規定があるものの、実効性に欠けることから、例えば、法律上このことを明示することをも含め、連日的開廷を可能とするための関連諸制度の整備を行うべきである。

これに加えて、第一審の審理期間を法定化すべきだとの意見もあるが、その可否については、連日的開廷との関係をも考慮しつつ、更に検討すべきである。
(43頁本文)

4 直接主義・口頭主義の実質化を図るための関連諸制度の在り方

直接主義・口頭主義の実質化を図るための関連諸制度の在り方はどのようなものか。

関連する審議会意見

直接主義・口頭主義の実質化を図るため、関連諸制度の在り方を検討すべきである。(42頁枠囲み)

5 訴訟指揮の実効性を担保する具体的措置

裁判所の訴訟指揮の実効性を担保するための具体的措置の在り方はどのようなものか。

関連する審議会意見

充実・円滑な訴訟運営のため、裁判所の訴訟指揮の実効性を担保する具体的措置を検討すべきである。(42頁枠囲み)

6 捜査・公判手続の合理化，効率化を図るための方策

具体的に、どのようにして、争いのない事件の捜査・公判手続の合理化，効率化を図るか。

関連する審議会意見

争いのある事件とない事件を区別し、捜査・公判手続の合理化・効率化を図ることは、公判の充実・迅速化(メリハリの効いた審理)の点で意義が認められる。その具体的方策として、英米において採用されているような有罪答弁制度(アラインメント)を導入することには、被告人本人に事件を処分させることの当否や量刑手続の在り方との関係等の問題点があるとの指摘もあり、現行制度(略式請求手続，簡易公判手続)の見直しをも視野に入れつつ、更に検討すべきである。(45頁本文)

裁判員制度・刑事検討会における当面の論点 公訴提起の在り方

関連する審議会意見

被疑者に対する適正手続の保障にも留意しつつ，検察審査会の組織，権限，手続の在り方や起訴，訴訟追行の主体等について十分な検討を行った上で，検察審査会の一定の議決に対し法的拘束力を付与する制度を導入すべきである。（４８頁本文）

1 拘束力のある議決の種類・要件

拘束力のある議決の種類をどうするか（起訴相当の議決以外にも拘束力を付与するか否か）。

拘束力のある議決の要件をどうするか。

（参考）現行制度の概要

- ・ 検察審査会法 27 条 検察審査会議の議事は，過半数でこれを決する。ただし，起訴を相当とする議決をするには，8 人以上の多数によらなければならない。
- ・ 同法 40 条 検察審査会は，審査の結果議決をしたときは，理由を附した議決書を作成し，その謄本を当該検察官を指揮監督する検事正及び検察官適格審査会に送付し，その議決後 7 日間当該検察審査会事務局の掲示場に議決の要旨を掲示し，かつ，第 30 条の規定による申立をした者がいるときは，その申立にかかる事件についての議決の要旨をこれに通知しなければならない。
- ・ 同法 41 条 検事正は，前条の規定により議決書謄本の送付があつた場合において，その議決を参考にし，公訴を提起すべきものと思料するときは，起訴の手続をしなければならない。

2 拘束力のある議決後の訴追及び公訴維持の在り方

拘束力のある議決がなされた事件について，誰が，どのような手続で訴追することとするか。

当該事件の公訴の維持を誰が行うこととするか。

（参考）現行制度の概要

< 通常事件の訴追・公訴維持 >

- ・ 刑事訴訟法 247 条 公訴は，検察官がこれを行う。
- ・ 同法 282 条 2 項 公判廷は，裁判官及び裁判所書記が列席し，かつ検察官が出席してこれを開く。

< いわゆる付審判事件の訴追・公訴維持 >

- ・ 同法 262 条 1 項 刑法第 193 条 から第 196 条まで又は破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）第 45 条若しくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 42 条若しくは第 43 条の罪について告訴又は告発をした者は，検察官の公訴を提起しない処分に不服があるときは，その検察官所属の検察庁の所在地を管轄する地方裁判所に事件を裁判所の審判に付することを請求することができる。
- ・ 同法 266 条 裁判所は，第 262 条第 1 項の請求を受けたときは，左の区別に従い，決定をしなければならない。
 - 一 （略）
 - 二 請求が理由のあるときは，事件を管轄地方裁判所の審判に付する。
- ・ 同法 267 条 前条第 2 号の決定があつたときは，その事件について公訴の提起があつたものとみなす。
- ・ 同法 268 条 1 項 裁判所は，第 266 条第 2 号の規定により事件がその裁判所の審判に付されたときは，その事件について公訴の維持にあたる者を弁護士の中から指定しなければならない。
- ・ 同条 2 項 前項の指定を受けた弁護士は，事件について公訴を維持するため，裁判の確定に至るまで検察官の職務を行う。ただし，検察事務官及び司法警察職員に対する捜査の指揮は，検察官に囑託してこれをしなければならない。

3 検察審査会の組織，権限，手続等の在り方

一定の議決に法的拘束力が付与されるのに応じ，被疑者に対する適正手続の保障にも留意しつつ，検察審査会の審査機能をより充実させるため，検察審査会の組織，権限，手続等に関し，どのような措置が必要か。

（参考）現行制度の概要

- ・ 検察審査会法 35 条 検察官は，検察審査会の要求があるときは，審査に必要な資料を提出し，又は会議に出席して意見を述べなければならない。
- ・ 同法 36 条 検察審査会は，公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- ・ 同法 37 条 1 項 検察審査会は，審査申立人及び証人を呼び出し，これを尋問することができる。
- ・ 同法 38 条 検察審査会は，相当と認める者の出頭を求め，法律その他の事項に関し専門的助言を徴することができる。
- ・ 同法 38 条の 2 審査申立人は，検察審査会に意見書又は資料を提出することができる。